

JMAT 京都編制にかかる、四師会による 災害時の医療救護活動に関する協定書

一般社団法人京都府医師会（以下甲という）、一般社団法人京都府歯科医師会（以下乙一という）、一般社団法人京都府薬剤師会（以下乙二という）、公益社団法人京都府看護協会（以下乙三という）は災害時の医療救護活動について、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、京都府内もしくは府外において大規模災害等が発生した場合、医療救護班 JMAT 京都（以下「JMAT 京都」という）を編制すべく、甲と乙一、乙二及び乙三（以下、乙一、乙二、乙三を総称して乙という）の円滑な連携体制を構築することを目的とする。ただし、災害時には想定を超えた事態が発生することも予想されるため、規則や前例にとらわれない迅速な判断と実行、時間の経過等による状況変化に柔軟に対応することが重要である。

（JMAT 京都の編制）

第2条 JMAT 京都は、京都府災害対策本部との連携をもとに甲が主導し、日本医師会 JMAT と連携・連絡をとって編制するものとする。

2 JMAT 京都の編制は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、事務員等で構成する。

（JMAT 京都の派遣）

第3条 甲は、災害発生時、医療救護活動を実施する際には、事前に乙と協議の上、乙に JMAT 京都隊員の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合、直ちに JMAT 京都隊員を派遣し、災害現場等の救護所等の医療救護活動に従事するものとする。

（JMAT 京都の業務）

第4条 乙が派遣する JMAT 京都隊員は、甲又は市区町村が避難所又は災害現場等に設置する救護所において、医療救護活動を行うことを原則とする。

（JMAT 京都に対する指揮命令等）

第5条 乙が派遣する JMAT 京都隊員に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が主となり、乙と連携して行うものとする。

（JMAT 京都の輸送並びに宿泊等）

第6条 JMAT 京都隊員は、自己完結による派遣を原則とし、食糧、装備等の携行資器材、交通手段、宿泊手段、その他は、甲が準備するものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 JMAT 京都隊員が被災地で医療救護活動に使用する医薬品等は、当該隊員が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置をとるものとする。

（訓練・研修）

第8条 甲と乙は災害に備えて適宜防災訓練や研修を行うものとする。

（費用弁償等）

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に必要な JMAT 京都の編制及び派遣の費用は、原則、甲が負担するものとする。

（損害賠償）

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金は、日本医師会が加入する JMAT 傷害保険および京都府医師会が加入する傷害保険の範囲内で、甲が負担するものとする。

（医事紛争の処理）

第11条 この協定に基づき JMAT 京都隊員が実施した医療救護活動に関し、傷病者との間に医事紛争が生じた場合、甲は、乙と緊密な連携のもと速やかに原因等を調査し、適切な措置を講じるものとする。

「JMAT 京都編制にかかる、四師会による災害時の医療救護活動に関する協定」の締結を証するため、協定書4通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

令和元年 7月16日

甲 京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会

会 長 松井 道宣



乙一 京都市中京区西ノ京東梅尾町1番地
一般社団法人京都府歯科医師会

会 長 安田 良介



乙二 京都市東山区東大路五条上る梅林町563
一般社団法人京都府薬剤師会

会 長 河上 英治



乙三 京都市左京区高野泉町40-5
公益社団法人京都府看護協会

会 長 中島 有子

